

盛岡都市圏地域公共交通会議の概要について

1 設立趣旨

令和 2 年 11 月の地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部改正に伴い、従来の地域公共交通網形成計画に代わる新たな法定計画として「地域公共交通計画」の作成が努力義務化され、また、計画区域は地域住民の日常生活に関して形成される交通圏を基本とし、交通圏が複数の市町村にまたがる場合には、複数市町村による共同での計画作成を検討するものとされました。

盛岡市、滝沢市、矢巾町（以下、「盛岡都市圏」という。）は、これまで個々に計画を策定し、各種施策を展開してまいりましたが、法改正の趣旨を鑑み、盛岡都市圏の公共交通ネットワークの維持・確保・改善に向けて、盛岡都市圏共同で地域公共交通計画の策定に取り組むため、新たに、法定協議会「盛岡都市圏地域公共交通会議（以下「交通会議」という）」を設立するものである。

2 交通会議について

道路運送法に基づく「地域公共交通会議」と、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく「法定協議会」の両者の機能を併せ持つ協議会

名称	地域公共交通会議	法定協議会
根拠法令	道路運送法	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律
対象モード	バス・タクシー（乗合）、自家用有償旅客運送	多様な交通モード
主な協議事項	<ul style="list-style-type: none"> ・乗合旅客運送の態様 ・運賃・料金等に関する事項 ・自家用有償旅客運送の必要性 ・旅客から収受する対価に関する事項 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な事項

3 交通会議で協議する事項

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃、料金等に関する事項
- (2) 交通空白地有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 地域公共交通計画の策定及び変更の協議に関する事項
- (4) 地域公共交通計画に位置づけられた事業の実施に関する事項
- (5) 地域公共交通計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (6) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

4 交通会議の構成

- (1) 首長又はその指名する者
- (2) 鉄道事業者
- (3) 公共交通事業者等
- (4) 住民又は利用者の代表
- (5) 国及び県
- (6) 道路管理者
- (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (8) 交通会議の運営に必要と認める者
- (9) 学識経験者

5 交通会議の役員

- (1) 会長（盛岡市副市長） 交通会議を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長（盛岡市建設部長） 会長に事故等がある場合は、その職務を代理する。
- (3) 監事（会長が指名する者、2人） 交通会議の会計を監査し、会長に報告する。

6 交通会議の組織構成

- (1) 全体会
盛岡都市圏すべてに関わる事項について協議する。
- (2) 分科会
盛岡都市圏のうち、協議事項に係る市町（単独または2市町合同）で構成し、協議する。分科会で決した事項は、全体会で決したものとする。

